

「令和7年度横浜市みんなのおでかけ交通事業の効果検証に係るデータ取得等業務委託」
業務説明資料

本業務説明資料に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件とするものではありません。

1 件名

令和7年度横浜市みんなのおでかけ交通事業の効果検証に係るデータ取得等業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

本市では、令和2年「地域交通法」の改正により、作成が努力義務化された「地域公共交通計画」を令和7年4月に策定し、「誰もがいきいきと安心して暮らせる街」の実現に向け、地域公共交通の充実の取組を推進している。その取組の1つとして、新たな地域公共交通（おでかけシャトル）の導入を「横浜市みんなのおでかけ交通事業」（以下「事業」という。）により支援し、駅やバス停から離れた交通空白地の解消を推進していくところである。

本取組の効果を最大限発揮するためには、地域に導入したおでかけシャトルの利用実態を詳細に把握したうえで、地域の方々の移動課題・移動実態と合わせて分析し、その結果を地域や運行事業者等と共有して、運行内容の改善について議論したり、利用促進策を検討したりすることが重要である。更に、本市としても事業実施効果を確認し、持続可能なものとしていくため、各地区データの横比較による効果検証や、事業による波及効果の定量把握を行っていく必要がある。

しかし、現在のデータ取得方法は、地域内での利用者アンケートや、運転士の手作業を主としており、効率性や定量化などに課題がある。

そこで本業務では、おでかけシャトルの運行地区における利用及び行動データの取得・集計する環境を構築し、BIツールを活用した集計結果の可視化を行う。

なお、取得・集計したデータは、別途委託業務（令和7年度地域の総合的な移動サービスの検討業務委託）にて事業の効果分析に用いる。

＜参考＞

- ・横浜市地域公共交通計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/plan/chiki-kotsu-plan.html>
- ・横浜市みんなのおでかけ交通事業
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikokyo/huyasu/aratanaseido.html>

5 本委託に関する前提条件

- (1) 当該プロポーザルでいただいた提案については、契約後に地域及び交通事業者等との協議により仕様を決定するため、協議状況によっては運用方法が変更になる可能性がある。
- (2) 本業務の履行にあたって必要な機器及びシステム等については、履行期間以降も継続的に使用することを想定し提案すること。
- (3) 利用者に証等を販売又は配布しデータを取得する場合、証等の正当性を利用の都度、システム等で確認できる体制を構築すること。
- (4) 本市からは、以下基礎データが貸与可能である。
 - ・各地区人口構成
 - ・地域特性データ（地形、道路幅員、道路勾配等）
 - ・（一部地区）すでに取得できている利用者データ及び収支状況
- (5) データ取得方法の設定にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・デジタルデバイド解消の観点から、利用者への負担は最小限に留める
 - ・運行事業者のドライバーへの負担も最小限に留めるなお、これらの実施に係る費用も業務項目として計上すること。
- (6) 本委託のデータ取得の対象となる地域公共交通（おでかけシャトル）は、令和7年10月から、敬老特別乗車証（敬老バス）の対象となり、車内に読取機が設置されます。
【敬老特別乗車証（敬老バス）について（横浜市ウェブサイト）】
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/ikigai-shakaisanka/keirou.html>
- (7) 本委託において、自社製品の開発等にかかる費用は一切負担しない。
(既存システムの機能追加・拡張については、本委託の対象です。)

6 業務概要

- (1) 計画書作成及び進捗管理
委託者及び地域並びに交通事業者等と協議のうえ、全体工程、地区ごとの作業タスク、役割分担等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。また、計画に変更が生じた際

には隨時計画書を変更する。

(2) 関係機関との協議調整

委託者とともに、地域並びに交通事業者等と各業務に関する協議調整を行う。(地域へのデータ取得方法の説明・広報、環境構築（機器設置）に係る調整等を含む)必要に応じ対面又はオンラインで打合せを実施する。打合せはその内容を書面にて記録し、委託者の確認を得ること。

(3) 打合せ

委託者及び受注者の打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とする。対面又はオンラインで実施する（1回あたりの打合せ時間は1時間程度を想定している）。その他必要に応じて業務に関する協議を行う。

(4) 成果品作成

「9 成果品の提出」を参照のこと。

(5) データ取得

以下データを取得する環境の構築（機器設置含む）、運用、保守を行う。

ア 利用者個人データ

(ア) 取得項目

- ・個人属性（年齢、お住まいのエリア、その他効果検証に必要な項目（個人識別に必要な管理番号など））
- ・個人別の利用データ（地域交通の停留所、乗降日時、利用頻度、その他効果検証に必要な項目）

(イ) 対象地区

7地区（別紙「対象地区一覧表」地区番号1～7）

(ウ) 摘要

取得するデータは利用者全数でなくても構わないが、効果検証を行う上で必要なデータ数（対象地域交通利用者の50%以上）を満たすこと。

イ 利用者総量データ

(ア) 取得項目

- ・停留所、バス便別の乗降者数

(イ) 対象地区

7地区（別紙「対象地区一覧表」地区番号1～7）

(ウ) 摘要

利用者全員の停留所・便別の乗降者数を取得すること。

ウ 利用者行動データ

(ア) 取得項目

- ・地域交通の利用前後の行動実態（地域交通利用の前後にどこへ行ったか 等）
- ・地域交通の導入前後の行動実態（地域交通を日常的に利用するようになった前

後で利用者の行動量、範囲及び行動パターンなどに変化があったか 等)

(イ) 対象地区

2地区(別紙「対象地区一覧表」地区番号1～7のうち、委託者との協議の上決定した2地区)

(ウ) 摘要

- ・取得するデータは利用者全数でなくても構わないが、効果検証を行う上で必要なデータ数(対象地域交通利用者の50%以上)を満たすこと。
- ・基本的にシステムで自動でデータを取得できる方法を前提としているが、アンケートによる取得の提案も妨げない

<留意事項>

- ・データ取得方法とその運用については、本格運行と実証運行の違い、高齢化率や地形など各地区の特性を考慮すること。
- ・データ取得機器の設置又は改修及び利用者証等の発行に際しては、視認性・操作性に十分配慮するとともに、委託者、地域、交通事業者等と協議の上で行うこと。
- ・データ取得機器の設置又は改修に際しては、交通事業者にご協力いただくことになるため、業務の支障にならないよう配慮するとともに、なるべく短時間で作業を終えられるよう努めること。機器設置のスケジュール等については委託者、交通事業者等と協議の上で行うこと。
- ・利用者に所持させるものがあるデータ取得方法の場合には、容易に破損せず複数年使用できる耐久性を備えること。
- ・データ取得機器の障害等を極力発生させないよう努めるとともに、万一発生した場合を事前に想定し、取得すべきデータが欠落し十分な効果検証ができない事態を回避するための必要な対策を講じること。

(6) データ集計及び集計結果を可視化したダッシュボードの作成及び環境構築

ア 取得したデータを集計し、利用状況、移動実態及び分析結果等を分かりやすくまとめたダッシュボードを作成する。委託者、交通事業者等がデータを速やかに確認できる環境を構築すること。なお、使用するBIツールは、横浜市オープンデータポータルで使用しているtableauが望ましい。他のツールを使用する場合は、tableauへ移行可能であること。

イ ダッシュボード化するデータの組み合わせについては、受託者からの提案及び委託者との協議により決定する。

7 想定スケジュール

本業務の想定スケジュールは以下のとおりである。

令和7年8月 契約締結

データ取得方法・対象地区等の決定

令和7年9月 地域・交通事業者等との調整、機器設置

令和7年10月～ データ取得

8 データの取扱い

- (1) 受託者は、本業務中において、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。
- (2) データの取得、集計、分析、可視化に際して使用するツールについては、予め横浜市に相談すること。
- (3) 分析環境の整備にあたっては、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及び更新プログラムを、即時性を考慮した上で適切なタイミングで更新すること。

9 成果品の提出

- (1) 報告書を製本、電子データ（CD-R）で各1部。
 - ・報告書には、業務内容のほかに、データ取得方法の導入に対する課題や、効率性・操作性に関する考察、他地区への展開方策等についても記載する。
 - ・また、上記をまとめた報告書の概要版も作成する。
- (2) 以下の成果品の電子データ（CD-R）に記録し提出することとする。（1部）
 - ・地区ごとのデータ集計結果（Excel、csvデータを基本とする）
 - ・地区ごとの集計結果を可視化したダッシュボード（拡張子については受託者と市で協議の上決定する）
 - ・その他、作成及び購入したデータ
- (3) 成果品に記載する法令や計算根拠、外部資料、及びデータ出典等はすべて明確にしておくこと。
- (4) 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とし、受託者は横浜市の承認を得ずに使用又は公表することはできない。
- (5) 成果品の提出先は、横浜市都市整備局交通企画課とする。

10 適用文書

- (1) 「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

- (2) 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、本業務において個人情報を取り扱う事務を行う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。(個人情報を取り扱う必要のある提案や調整を行うことになった場合は、横浜市個人情報保護審議会への報告が必要となり、取り扱い開始までに1～2か月程度を要するため工程等に留意すること。)

(3) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 業務上の注意事項

- (1) 受託者は業務期間中の業務内容や導入システムの内容等を把握している担当者を置き、業務の報告等を逐次行うなど、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 打合せ等は本業務の進捗に合わせて行う。打合せ時の議事概要を作成し、打合せ後すみやかに電子データで提出すること。打合せ等は、原則、横浜市庁舎において対面又は、テレビ会議システム等の活用により行う。
- (3) 業務の全部を再委託することはできない。
- (4) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 本業務で委託者が提供したデータは、公表資料を除き返却すること。
- (6) 調査、データ収集等に用いる情報システムについては、以下の対策を実施すること。
疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
 - ・通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
 - ・情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。
 - ・必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
 - ・アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
 - ・常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
 - ・データが保存されるサーバは日本国内であること。
- (7) 企業等から調達したデータ（人流・購買など）がある場合、当該事業の目的において横浜市で利用することを想定しているため、発注時にその旨の承諾を得ること。
- (8) 本仕様書上に記載のない事項又は疑義が生じたときは、委託者及び受託者で協議のうえ対応を決めること。

【別紙】対象地区一覧表

地区番号	地区名	運行種別	車両	バス停数	想定利用者数	車両数	運行状況 (令和7年6月時点)	本業務における データ取得想定期間	参考ページ
1	戸塚区小雀	路線定期運行	ワゴン型	25個	60人/日	1台	運行中	令和7年10月1日～令和8月3月31日	【戸塚区小雀地区（ワゴン型路線バス新設）「こすずめ号」】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikokyo/huyasu/torikumitiku/kosuzume/kosuzume-bus.html
2	旭区本宿東部・川島町西	路線定期運行	ワゴン型	9個	30人/日	1台	運行中	令和7年10月1日～令和8月3月31日	【本宿東部・川島町西地区における実証実験について】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikokyo/huyasu/torikumitiku/ainoritaxi.html 【令和6年8月23日 第2回 地域公共交通会議 資料】（他地区的資料も含みます） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/seisaku/kotsukaigi/kotsukaigi.files/0010_20240912.pdf
3	南区三春台	路線定期運行	ワゴン型	14個	40人/日	1台	運行中	令和7年10月1日～令和8月3月31日	【南区三春台・清水ヶ丘地区のワゴン型車両の実証運行「おおたループバス」】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikokyo/huyasu/torikumitiku/ootaloopbus.html 【令和6年8月23日 第2回 地域公共交通会議 資料】（他地区的資料も含みます） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/seisaku/kotsukaigi/kotsukaigi.files/0010_20240912.pdf
4	南区永田	路線定期運行	セダン型	18個	35人/日	1台	10月頃運行開始予定	令和7年10月1日～令和8月3月31日	【令和6年12月18日 第3回 地域公共交通会議 資料】（他地区的資料も含みます） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/seisaku/kotsukaigi/kotsukaigi.files/0020_20250205.pdf
5	旭区今宿	路線定期運行	ワゴン型	13個	35人/日	1台	12月頃運行開始予定	令和7年12月1日～令和8月3月31日	
6	戸塚区秋葉町・名瀬	路線定期運行	ワゴン型	16個	35人/日	1台	10月頃運行開始予定	令和7年10月1日～令和8月3月31日	
7	金沢区富岡西	路線定期運行	ワゴン型	フリー乗降	35人/日	1台	10月頃運行開始予定	令和7年10月1日～令和8月3月31日	【とみおかーと】 https://tomio-cart.jp/

※各地区の地域や交通事業者等との協議状況により、データ取得想定期間、バス停数等が変更になる可能性がある。